



令和4年10月31日

報道機関 各位

子育て世帯生活支援給付金支給事業について

物価高騰に直面する子育て世帯の負担を軽減するため、児童1人あたり2万円を支給します。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化、社会情勢の変化に伴うエネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する子育て世帯の負担を軽減するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して、「子育て世帯生活支援給付金」を支給します。

支給開始時期は、市から児童手当の支給を受けている方については、12月下旬に振込予定。また、市から児童手当の支給を受けていない方（※）については、申請が必要となり、12月下旬に申請書を発送し、申請受付後に随時審査の上、月2回程度の振り込みを予定しています。

なお、申請受付期限は、令和5年2月末日までの予定です。

1 支給対象者

- (1) 令和4年12月1日（基準日）現在、本市の住民基本台帳に登録されている平成16年4月2日以後に出生した児童の父母等
- (2) 令和4年12月2日から令和5年1月31日までの間に出生し、本市の住民基本台帳に登録された児童（新生児）の父母等

2 給付額 児童1人当たり2万円

※ 鴨川市から児童手当の支給を受けていない方（申請が必要な方）
＝高校生等の父母等（中学生以下の児童がいる世帯を除く）、父母等が公務員等である者等

問い合わせ

市民福祉部 子ども支援課 子ども福祉係 担当：島口

TEL：04-7093-7113 FAX：04-7093-7115